平成２５年（フ）第１００号
山形県米沢市吹屋敷町１番28号
破産者　伊藤　　満
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２３３号
広島県福山市神辺町大字下竹田2511番地32
破産者　大本　陽子
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７５号
広島県福山市加茂町字百谷696番地１
破産者　宮村　興二
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４４号
香川県小豆郡小豆島町西村甲1513番地、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町西村甲1741番地
破産者　丸柱奈緒子（旧姓小根澤）
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１号
高知県高岡郡梼原町坪野田161番地
破産者　川上　正已
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４５１号
熊本市北区植木町岩野317番地33
破産者　角田　和博
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年６月24日午前11時30分
平成27年３月18日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
滋賀県高島市安曇川町下小川3220―１　特別養護老人ホームふじの里なごみの家、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町常磐木194番地
破産者　八木　清孝
1　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
2　一般調査期日　平成27年５月29日午前10時
平成27年３月18日　　大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３２号
山口県岩国市青木町１丁目５番29号
破産者　吉田　　孝
異議申述期間　平成27年４月27日まで
平成27年３月18日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第４１８号
新潟市秋葉区蒲ヶ沢491番地
破産者　髙橋　　修
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第５号
札幌市西区発寒11条５丁目10番１号
清算株式会社　株式会社シーズ能力開発センター
代表清算人　中島　則裕
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第１００３号
福岡県春日市大字下白水207番地１
清算株式会社　株式会社九州カンツリー倶楽部
代表清算人　小林　信富
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０号
岐阜市竜田町４丁目８番地
清算株式会社　株式会社セントラルファーム
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（ヒ）第１００１号
福岡市中央区薬院１丁目10番１号
清算株式会社　株式会社大地
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２６年（再）第４号
福岡市博多区金の隈３丁目10番12号
再生債務者　九州ダートコーヒー株式会社
1　期日　平成27年４月16日午後４時
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成27年３月16日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第３号
長野県諏訪市岡村１丁目１番20号
再生債務者　小松　修治
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年３月17日　長野地方裁判所諏訪支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１号
栃木県芳賀郡益子町大字東田井1173番地６
再生債務者　福田　春男
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月21日から平成27年４月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（再イ）第４号
千葉県袖ケ浦市蔵波台２丁目６番地３　グリーンヒル101号
再生債務者　細谷　昌司
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月21日から平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再ロ）第１号
神奈川県平塚市横内4149番地の３
再生債務者　長井　　聡
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月21日から平成27年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２７年（再イ）第７号
相模原市南区相模台３丁目７番15―309号
再生債務者　野口　弘之
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月21日から平成27年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部